

「空知ワインガイド 5th EDITION」作成委託業務
公募型プロポーザル企画提案指示書

1 委託する業務名

「空知ワインガイド 5th EDITION」作成委託業務

2 委託業務の目的等

空知管内では過去 10 年ほどの間にワイナリー数が倍増しており、「空知ワイン」は国内外のコンクールで賞を獲得するなど市場評価も高まっている。

しかし、空知ワインは、生産者がこだわりを持ち小規模で生産しているため、高品質であるものの生産本数が限られ、管内での流通が十分でないことから、一部管内住民の認知にとどまっている。

ワイン産業は高コストな産業であり、長期的な地元の支えが必要である。

また、ワイン産業は地域の名前を背負い地域ブランドを形成し、農業だけでなく、観光・飲食・宿泊など様々な産業を巻き込むため、管内住民の認知が高まり空知ワインの地元定着が図られると、経済の好循環が期待される。

本委託業務は、空知管内のワインの認知向上を目的とし、空知ワインに対する理解やファンづくりを促進するとともに、管内飲食店等における空知ワイン取り扱い店舗の新規開拓により、空知ワインの消費拡大を図るため、「空知ワインガイド（以下『ワインガイド』という。）」を作成する。

また、ワインガイドを活用したスタンプラリーを実施し、管内住民の認知の向上、地元定着促進を図る。

3 業務委託の概要

(1) ワインガイドの作成

ア ワインガイドの基本的コンセプト

(ア) 読者のターゲット層

- ・ワイン好きだが詳しくない層。ワインのストーリーや生産者、背景を聞いて興味を膨らませたい人。
- ・食や旅にこだわる大人層。ワインがライフスタイルになっており、産地に興味を持ち、実際に足を運ぶ人。丁寧なストーリー、自分だけが知っている場所を楽しみたい人。
- ・地元のレストランをよく利用したり、地域イベントや地元ニュースに敏感な層。家でのご飯をちょっと豊かにしたい人、地元で頑張っている人や産業を応援したい人。

(イ) 空知ワインの PR ポイントや、生産者インタビュー、空知ワインを取り扱っている飲食店や購入可能な場所等を掲載し、空知への旅行や空知ワインの購入など実際の行動に結び付けるような情報を掲載すること。

(ウ) 空知地方や空知のワイナリー・ヴィンヤード等の、「人（生産者の想い）」「土地（生産背景）」「食（ワインの特徴やイベント等）」の魅力を掲載すること。

(エ) 主にプロモーション等で配布することを想定しているため、手に取ってみたいくなるようなガイドになるよう、表紙デザイン、企画等を工夫すること。

(オ) 魅力的な写真を配置し、視覚で興味を引く誌面構成とすること。

- (カ) 令和7年2月に設立された（一社）空知ワイン協会についての紹介を掲載すること。
- (キ) 読者が空知管内の位置関係を把握できるように、北海道全体の中での位置を示す広域図及びワイナリーマップを掲載すること。
- (ク) ワイナリーマップを活用したワイナリーPRポスターを作成すること。

イ ワインガイドの仕様

- (ア) 言語
日本語
- (イ) 印刷部数
1,000部を基本とする。（ポスターは30部）
- (ウ) 規格
持ち運びしやすい大きさ（A5版もしくはA4版を想定、ポスターはA1版）、フルカラー（4色）とする。
- (エ) 掲載写真
掲載写真については、本ワインガイドのほか、北海道空知総合振興局等がPR等でも使用できるよう受託者において必要な許諾の確認を行うこと。なお、詳細については委託者と別途協議すること。

ウ ワインガイドのデータ等の提供

作成したワインガイドのデータについて、PDF形式及びillustrator形式で提供するとともに、ワインガイドに掲載の写真データも併せて提供すること。

エ 納品先・納品期限

北海道空知総合振興局商工労働観光課
令和8年（2026年）11月30日（月）まで

(2) スタンプラリー企画・実施

ア 企画提案内容

楽しく空知ワインに触れてもらうための企画とし、以下の要件を満たしたスタンプラリーを提案すること。

- ・スタンプラリーの参加対象者については、空知ワインを注文したものを基本としつつ、必要に応じてその他の参加形態も考慮した提案とすること。
- ・スタンプラリーの飲食店等は、ワインガイドに記載されている飲食店等のみとする。（参加協力の交渉・説明は受託者が行う）
- ・スタンプ押印ポイントとなる飲食店等は空知ワインを取り扱う飲食店等にすること。（現在取り扱いがない事業者でも、ワインガイド完成までに取り扱いを始める場合は可とする）
- ・スタンプラリー参加者のアンケート等により参加者データの取得を行い「年齢、年代、性別、居住地」などの属性調査をすること。
- ・形式案として、紙スタンプ方式、デジタルスタンプ方式（スマホQR読み取り）、またはハイブリッド方式のいずれかを選定しその理由も含めて提案すること。また、他の方式については、比較検討の観点から利点・欠点・想定コストを簡潔に整理すること。
- ・運用案として、スタンプ設置箇所、景品、運用フロー、プロモーション等について提案すること。
- ・実施期間に合わせて、SNS等を利用し、当該スタンプラリーの周知及び参加促

進を目的とした情報発信を行うこと。

イ 実装要件

- 紙方式の場合は、台紙、スタンプ及びスタンプ台を用意・設置すること。デジタル方式の場合は、QRコードの作成、読み取りシステムの構築及び運用等を行うこと。

これら各方式に係る一切の経費は、事業費に含めること。また、参加飲食店等に対し、運用フロー及びマニュアルの配布並びに必要な説明を実施すること。

- 景品等の調達、抽選、発送等の各種手配は受託者が行い、それに係る経費は事業費に含めること。
- 参加用台紙（印刷データ含む。紙方式採用時）、デジタルシステム仕様書（デジタルスタンプ方式の採用時）等を北海道空知総合振興局商工労働観光課に納品すること。
- スタンプラリーの実施期間は令和8年（2026年）12月1日（火）から令和9年（2027年）1月31日（日）までとする。

(3) 報告書の作成

上記の実施結果について報告書を作成し、DVDもしくはCD-R等の媒体1式及び紙媒体2部を作成すること。

また、スタンプラリーのアンケート結果を分析して、実施後に報告書を提出すること。

4 委託期間

委託契約締結日から令和9年（2027年）3月12日（金）まで

5 予算上限額

1,818千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限額とする。

6 業務処理に伴い発生した権利等の取扱い

委託契約に係る業務処理に伴い発生する特許権、著作権その他すべての権利は、北海道空知総合振興局に帰属する。

7 想定している委託先

空知管内の特性や食品に精通しているほか、豊富な経験に基づく企画力等に加え、取材、撮影、編集、デザイン、冊子作成などについて、高度の専門性・技術などを有しているとともに、適確に情報発信を行うノウハウを有している事業者（法人・団体及び個人）及び複数の事業者による連合体（以下「コンソーシアム」という。）等

8 再委託について

(1) 次のような場合は、再委託を認めない。

ア 委託業務をそのまま全部再委託する場合

イ 委託業務の主要な部分を再委託する場合

ウ 本来、独立した業務として委託できるものを数件まとめて委託した場合において、そのうち1件以上の業務を全部再委託する場合

(2) 委託業務の適正な履行を確保するため、再委託の必要があると認められるものであって、次の要件を満たす場合は、再委託を承諾することができる。この場合においては、

受託者は、あらかじめ再委託させようとする第三者の商号又は名称及び住所、再委託する業務の範囲、再委託する理由及び必要性等を記載した書面を提出するものとする。なお、変更がある場合には、遅滞なく、受託者は変更の届出を提出するものとする。

ア 再委託させようとする第三者に受託者の総合的な管理・指導が及びとともに、技術的、経済的能力から判断して、再委託させても契約の履行を確保するのに支障を来たさないとき。

イ 再委託することに合理的な理由があるとき。

ウ 再委託することにより、当該受託者を選定した理由に矛盾を生じるものでないとき。

(3) 再委託を予定している場合は、企画提案書に予定している再委託の内容（業務内容、必要性、契約金額予定、再委託先への管理・指導体制、再委託先の履行実績、組織体制等）を記載すること。

9 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

【根拠法令等】

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び北海道財務規則運用方針第3節関係1－(2)

10 プロポーザル方式とする理由

本業務は、空知管内のワインの認知向上を目的とし、空知ワインに対する理解やファンづくりの促進を企図するものである。

そのためには、空知管内のワインなどの特産品に精通しているとともに、豊富な経験に基づく幅広い情報収集力、企画立案力、業務推進力が必要であるほか、取材、撮影、編集、デザイン、冊子作成などについて、高度な専門性・技術などを有しているとともに、適確に情報発信を行うノウハウを有しているなど、金額の多寡のみでは契約目的を達成することはできない。また、業務の最適な処理方法や成果の水準など、契約に係る仕様を具体的に提示することも困難であることから、事業者から業務の実施方法やこれまでの実績等の提示を受けて総合的に勘案しながら選定する必要があるため、プロポーザル方式による随意契約を採用することとする。

11 プロポーザルの参加資格要件

単体の事業者（法人・団体及び個人）又はコンソーシアムであって、次の要件をすべて満たしていること。

(1) 単体の事業者（法人・団体及び個人）で参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、コンソーシアムで参加する場合は、道内に本社又は主たる事業所を有するものをその構成員に含むものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

(3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除さ

- れている者でないこと。
- (4) 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
ウ 消費税及び地方消費税
- (7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (8) コンソーシアムの構成員が単体の事業者（法人・団体及び個人）としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。
- (9) コンソーシアムにおいては、(1)～(8)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。
ア コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。
イ 北海道空知総合振興局から委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

12 審査基準

審査の具体的項目及び配点は、次のとおりとする。

- (1) 業務遂行能力全般（配点30点）
- ア 業務を実施するために必要かつ十分な体制となっているか。（10点）
- ・業務に当たる人員や業務実績、経歴、資格等が業務を行う上で適切か。
- イ 業務を効率的かつ効果的に実施できるスケジュールになっているか。（10点）
- ・契約期間内に完結できるか。
 - ・効率的かつ無理のない計画となっているか。
- ウ 空知管内の特性や観光分野に精通しているほか、これまでも類似業務の受託実績があるか。（10点）
- ・類似事業の実績を有しているか。
 - ・空知管内のワイン・食に関する情報に精通しているか。
- (2) 企画提案内容（配点70点）
（ワインガイドの作成について）
- ア 読者のターゲット層に合っており、「人・土地・食」の観点を踏まえ、ストーリー性や地域性を活かした構成となっているか。（20点）
- ・ターゲット像（年齢層、嗜好、利用シーン等）が具体的に設定されているか。
 - ・生産者の想いや生産背景、ワインの特徴や飲食店等との関係性などが一体的に伝わる構成となっているか。

イ 誌面構成、デザイン、写真活用等について、読者の興味喚起や行動喚起（来訪・飲食・購入）に繋がる工夫がなされているか。（10点）

- ・表紙やレイアウトが手に取りたくなる魅力的なものとなっているか。
- ・写真やビジュアルが効果的に活用されているか。
- ・掲載内容が来訪・飲食・購入等の具体的行動に結び付くものになっているか。

ウ 掲載内容（PRポイント、生産者インタビュー、地図、住所などの基本情報等）が具体的かつ実用性の高いものとなっているか。（15点）

- ・ワイナリー・ビンヤードやワインの特徴、魅力、購入方法等が分かりやすく整理されているか。
- ・生産者インタビュー等により付加価値が付与されているか。
- ・空知ワインを取り扱う飲食店の取材や新規開拓について手法等が考慮されているか。

（スタンプラリー企画・実施について）

エ スタンプラリーの企画内容が具体的であり、飲食店や消費者双方の参加意欲を高める魅力的な仕組みとなっているか。（10点）

- ・参加条件や仕組みが分かりやすく設計されているか。
- ・飲食店側の参加メリット（集客、売上向上等）が考慮されているか。
- ・消費者が参加したくなる仕掛け（特典、達成感等）が盛り込まれているか。

オ 実施方式（紙・デジタル・ハイブリッド）の選定理由が明確であり、設置箇所・景品・運用フロー・参加店舗との連携等を含め、実現性及び効果が期待できる内容になっているか。（5点）

- ・景品内容や運用フローが具体的かつ実行可能なものとなっているか。
- ・関係事業者との連携体制が整理されているか。

カ アンケート等によるデータ取得・分析手法及びSNS等を活用した周知・プロモーション手法が具体的であり、事業効果の把握及び参加促進に資する内容になっているか。（10点）

- ・取得するデータ項目（属性、行動、満足度等）がターゲット層の明確化や消費拡大に向けた施策検討に効果的か。
- ・SNS等を活用した情報発信の内容、頻度、ターゲット設定が効果的か。

（3）道施策との適合性（配点10点）

ア 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における4つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定、ホワイト認定）のいずれかに該当しているか。（4点）

イ 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における3つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定）のいずれかに該当し、同制度の評価基準にある「障がい者就労支援企業認証制度」（保健福祉部障がい者保健福祉課実施）の一定以上の認証ポイントを取得しているか。（1点）

ウ 国が創設した「パートナーシップ構築宣言」を宣言しているか。（5点）

13 道施策との適合性に関する事項

（1）「北海道働き方改革推進企業認定制度」及び「障がい者就労支援企業認証制度」に関する事項

道が実施している、「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定及び「障がい者就

労支援企業認証制度」の認証を受けている場合は、該当の認定書（写し）や認証書（写し）を提出すること。

なお、コンソーシアムの場合は、各構成員に係る認定書（写し）や認証書（写し）を提出すること。

(2) 「パートナーシップ構築宣言」に関する事項

国が実施している「パートナーシップ構築宣言」を宣言している場合は、該当の宣言書（写し）を提出すること。

なお、コンソーシアムの場合は、各構成員に係る宣言書（写し）を提出すること。

14 参加表明書等の提出

別紙の「参加表明書」を令和8年（2026年）6月15日（月）までに提出してください。参加表明書提出後に当該公告に定める参加資格要件を満たさないことが明らかとなったときは、参加表明書の提出は無効となります。

なお、「参加表明書」には、次の書類を添付してください。

- (1) 別紙「法人・団体及び個人またはコンソーシアム構成員の概要」
- (2) 参加を表明する者が法人の場合は、商業登記事項証明書又は法人の登記事項証明書、個人の場合は、市町村の発行する身分証明書又は住民票
- (3) 参加を表明する者がコンソーシアムの場合は、前記(2)の書類及びコンソーシアム協定書の写し
- (4) 道税事務所または振興局・総合振興局が発行する道税について滞納のないことを証明する納税証明書（発行後3ヶ月以内のもの、写し可）
- (5) 道に納税義務のない者は、本店が所在する都府県が発行する法人事業税に関する納税証明書（発行後3ヶ月以内のもの、写し可）
- (6) 税務署が発行する消費税及び地方消費税について滞納がないことを証する納税証明書（発行後3ヶ月以内のもの、写し可）
- (7) 暴力団関係事業者等でないこと及び今後、これらの者にならない旨の誓約書
- (8) 次に掲げる社会保険等の届出義務を履行している事実を証する書面（届出義務がない場合については、社会保険等適用除外申出書（別記第1号様式））。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

15 企画提案書の提出

参加表明書等の提出後、空知総合振興局からの企画提案書提出の要請を受けた者は、令和8年（2026年）6月29日（月）までに提出してください。

16 企画提案書の作成方法

- (1) 文章を補完するためにイラストや図表などを使用してもかまいませんが、社名やロゴマーク等、提案者が特定できる図柄は一切入れないでください。
- (2) 企画提案書は、専門的知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現としてください。
- (3) 企画提案の内容については、他からの転載を禁止します。
- (4) 企画提案書はA4サイズとし、提出部数は7部です。

なお、企画提案書の社名は1部のみに記入し、残り6部には記入しないでください。

17 プレゼンテーションの実施

- (1) 企画提案された内容についてのプレゼンテーションを実施していただきます。
- (2) 日時、場所、留意事項等は別途通知します。
- (3) プレゼンテーションは、企画提案書に記載された内容についてのみとし、当該提案書に記載されていない事項の説明や追加資料の配付は認められません。
- (4) 企画提案書を提出した事業者が5者を超える場合には、企画提案書による一次審査を実施し、上位5者をプレゼンテーションへの参加事業者とします。

18 参加表明・企画提案に係る留意事項

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出事業者の負担とします。
- (2) 企画提案の採否については、文書で通知します。
- (3) 参加表明書の提出後に企画提案書を提出期限までに提出しない場合は、参加表明の撤回があったものと見なします。また、プレゼンテーションに参加しない場合も、同様に企画提案の意思がないものとみなします。
- (4) 提出された参加表明書又は企画提案書は、プロポーザルによる委託事業者の選定のためだけに使用し、機密保持には十分配慮します。ただし、北海道情報公開条例による公文書開示請求がなされた場合は、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。
- (5) 採択決定後、提出された提案書及び補足資料並びに契約書類に記載された事業概要（図・写真を含む）、委託先・コンソーシアム構成員の名称、契約金額（支出内訳を含む）については、公表・活用する場合がありますので、当該部分の公表・活用については、あらかじめ提案者の了解を得たものとして取り扱わせていただきます。
- (6) 提出された書類は、空知総合振興局において必要な場合、複製を作成することがあります。
- (7) 提出期限以降における参加表明書又は企画提案書の差し替え又は再提出は認めません。
- (8) 全ての提出書類は返却しません。
- (9) 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとします。

19 問い合わせ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先

〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目

北海道空知総合振興局産業振興部商工労働観光課観光振興係 担当：加藤

電話番号 0126-20-0147（直通）

FAX番号 0126-25-9712